

令和4年度県政世論調査業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「令和4年度県政世論調査業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、甲が別に定める「令和4年度県政世論調査業務委託要領」（以下「要領」という。）に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 委託期間は令和4年 月 日から令和4年11月30日までとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める要領の中に不適當な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し、委託業務を実施するために必要な費用（以下「委託費」という。）として、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、甲が乙の提出した成果品を検査して合格と認めて受理した後に、乙が請求するものとし、甲は乙の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託費を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（委託業務実施計画書の提出）

第6条 乙は、この契約の締結後、10日以内に委託業務実施計画書（要領様式第1号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された委託業務実施計画書の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の実施状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次のいずれかに該当したときは、いつでもその契約を解除することができる。

(1) 乙が法令又はこの契約及び要領に反する行為をしたとき。

(2) この契約締結後の事情の変化により委託業務を実施させる必要がなくなったとき。

2 甲は、乙が次の(1)から(7)に該当した場合は、この契約を解除できる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（委託費の処理）

第9条 甲が前条第1項の規定により契約を解除した場合の委託費は、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第8条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務完了届の提出及び審査）

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届（要領様式第2号）を甲に提出しなければならない。

（著作権等の帰属）

第12条 委託業務の実施により、甲に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む）は、甲の乙に対する委託費がすべて支払われたとき、乙から甲へ移転するものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（合意管轄）

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託事務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。